

中空知衛生施設組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



令和4年1月

中空知衛生施設組合

目 次

〇はじめに	1
第1章 基本的事項	2
1-1 計画目的	2
1-2 基準年度・計画期間・目標年度	3
1-3 対象範囲	3
1-4 対象とする温室効果ガス	3
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	4
2-1 基準年度の二酸化炭素排出量	4
2-2 要因別の排出状況	4
2-3 削減目標	5
第3章 具体的な取組	5
3-1 電気使用量の削減	5
3-2 ガソリン、灯油、軽油使用量の削減	6
3-3 施設設備の改善等	6
3-4 物品購入等	6
3-5 その他の取組	6
第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	8
4-1 推進体制	8
4-2 推進手法	8
4-3 点検及び評価	8
4-4 進捗状況の公表	8

はじめに

今日の環境問題は、事業活動や日常生活における環境負荷の増大によって複雑に絡み合った地球規模の環境問題を引き起こしています。特に、化石燃料の消費に伴う温室効果ガスの排出は、地球温暖化の最大の原因とされ、私たちの生活に大きな影響を与えるとともに、将来の人類の生存基盤を脅かす問題として、世界規模で緊急に取り組まなければならない課題となっています。

平成9（1998）年、地球温暖化防止会議（COP3）の京都議定書の採択から、削減目標の達成に向け「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行により、すべての地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」を策定することが義務付けられました。さらに、平成27（2015）年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で日本は、令和12（2030）年を目標年に、平成25（2013）年比マイナス26%とする宣言をしました。

中空知衛生施設組合においても、こうした世界の動向を鑑み、本組合から排出される温室効果ガスの排出を抑制し、自らが地球温暖化防止に積極的な役割を果たすことを目的とした「中空知衛生施設組合地球温暖化対策実行計画」を定めるものとします。



第1章 基本的事項

1-1 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、一部事務組合等に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものです。中空知衛生施設組合（火葬、一般廃棄物の中間処理を構成3市2町（滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町）が共同で行うために組織する一部事務組合。以下「組合」という。）の事務事業の実施に当たっては、中空知衛生施設組合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けた各種の取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 （略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 （略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11・12 （略）

1-2 基準年度・計画期間・目標年度

実行計画の期間：2021（令和3年）年度から2030（令和12）年度までの10年間

〃 基準年度：2013（平成25年）年度

※ 国の「地球温暖化対策計画」に準じ、実行計画においても2013年度を基準年とします。

〃 目標年度：2030（令和12）年度

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
計画 期間										
					★					

※ ★印は、計画内容見直し。

1-3 対象範囲

当組合が管理運営する、中空知衛生施設組合リサイクル（ごみ処理施設）、中空知衛生施設組合動物用小型焼却施設（ごみ処理施設）、滝の川斎苑（火葬場）を、本実行計画の対象施設とします。

中空知衛生施設組合リサイクル	滝川市東滝川760番地1
中空知衛生施設組合動物用小型焼却施設	赤平市西豊里町315番地
滝の川斎苑	滝川市北滝の川2026番地2

1-4 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項で定められた削減対象となる7種類のガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃））のうち、排出量が多く温室効果への寄与が大きい二酸化炭素とします。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

2-1 基準年度の二酸化炭素排出量

当組合の事務事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、以下のとおりです。

区分	排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,198.72

2-2 要因別の排出状況

基準年度である平成25年度の二酸化炭素排出量を活動区分別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の67.98%を占め、次いで燃料の使用が24.43%で全体の92.41%を占めています。また、施設別では中空知衛生施設組合リサイクルが全体の90.34%を占めています。

《活動区分別》

区分	二酸化炭素 (t-CO ₂)	割合
燃料の使用	292.87	24.43
電気の使用	814.94	67.98
自動車の走行	90.91	7.59
合計	1,198.72	100.00

《施設別》

区分	二酸化炭素 (t-CO ₂)	割合
中空知衛生施設組合リサイクル	1,082.92	90.34
中空知衛生施設組合動物用小型焼却施設	9.30	0.78
滝の川斎苑	106.50	8.88
合計	1,198.72	100.00

2-3 削減目標

我が国では、2015（平成27）年12月のC O P 21において、日本における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で 2030年度までに26%削減することを表明しています。

中空知衛生施設組合は、実行計画策定前の2020（令和2）年度実績が、前年度比で1.94%削減となっています。

2030（令和12）年度までに26%削減を目指し、本計画期間（2021（令和3）年度～2030（令和12年度））では、年2.41%の削減を目標とします。

《令和2年度比》

	2020年度 (実績値)	2021年度～2024年度	2025年度～2029年度	2030年度
目標値 (累計)	△1.94%	△11.56%	△23.59%	△26%
計画別削減率		△9.62%	△12.03%	△2.41%

第3章 具体的な取組

3-1 電気使用量の削減

- ・ 始業前、昼休みの消灯や時間外の不要個所の消灯を行います。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具や電源が切られていることを確認します。
- ・ 使用していないOA機器（パソコン、プリンターなど）の電源はこまめに切ります
- ・ OA機器は省電力／省エネモードを徹底します。
- ・ トイレや給湯室、会議室などを利用した後の消灯を徹底します。
- ・ エアコンの設定温度の上げすぎ、下げすぎに注意します。
- ・ 荷物の運搬など、やむを得ない場合を除き、できる限り階段を利用します。
- ・ 新エネルギー、省エネルギー設備の導入を検討します。
- ・ 外灯、関係施設のLED化を図ります。
- ・ 照明場所、照明機器の効率的な配置に努めます。
- ・ ノー残業デーの推進に努めます。

3-2 ガソリン、灯油、ガス等使用量の削減

(1) 公用車等における取組

- ・公用車の急発進や急加速をしないように心掛け、経済的で安全運転にもつながる「エコドライブ」を徹底します。
- ・公用車から離れるときはエンジンを切り、不要なアイドリングは控えます。
- ・公用車両ルート of 合理化を心がけます。
- ・不要な荷物を積まず、積載重量を軽くして燃費の向上を図ります。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。

(2) ごみ焼却施設の灯油使用量における取組

- ・立上げ等における使用量の削減に努めます。

3-3 施設設備の改善等

施設や設備の修繕や工事にあつては、環境に配慮し環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。

3-4 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタル等をする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。

3-5 その他の取組

(1) ごみの減量、リサイクル

- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の取り組みを推進し、施設内等で発生するごみの分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- ・使用済みの封筒、ファイル等は再利用します。
- ・新聞紙、段ボール、雑誌等の再資源化を図ります。

(2) 用紙類

- ・Nアップ（1枚の用紙に複数ページを印字する）や両面印刷、袋とじ印刷といった機能を積極的に活用するとともに、適宜、裏紙利用も組み合わせるなどして、出力枚数や消費するコピー用紙量の抑制に努めます。
- ・資料などの共有に当たっては、スキャナー機能でのPDFファイル等を活用し、ペーパーレス化に努めます。

(3) 水道

- ・トイレや給湯室使用时等における節水を徹底します。

(4) 環境保全に対する意識向上

- ・地球温暖化対策「COOL CHOICE（＝賢い選択）」を推進します。
 ※「COOL CHOICE（＝賢い選択）」は、2030年度まで国が実施する「地球温暖化防止」を目的とした国民運動で、毎日の生活の中で、省エネやごみ削減など温暖化対策につながる行動を自ら「選択」することを目指す取り組みです。
- ・いつでも、どこでも、だれでも、無理なくできる環境保全活動「エコライフたきかわ」（通称：エコたき）を推進します。



第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

4-1 推進体制

実行計画を実施・運用していくために、「推進本部」及び「推進担当者」を設け、以下のような推進体制で取り組んでいくこととします。

(1) 推進本部

中空知衛生施設組合事務局員で構成し、事務局長を本部長とする。推進本部は、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

(2) 推進担当者

事務局次長を「推進担当者」とし、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、点検し、計画の総合的な推進を図る。

4-2 推進手法

(1) 本計画を着実に推進していくため、職員や運転管理委託業者等が、本計画の内容や可燃ごみ搬入量、発電量等の現状に関し、必要な情報や知識等が得られるよう、情報共有を図ります。

(2) 年間の温室効果ガスの排出量、評価結果等を報告するなど、構成市町と相互協力を図ります。

4-3 点検及び評価

P D C Aサイクルによる進行管理を行いながら継続的な改善を図ります。

また、公共施設等総合管理計画など他の計画との整合や、実行計画の取組状況、目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検、評価します。

4-4 進捗状況の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第8項から第10項までの規定に基づき、計画並びに措置の実施状況等を年1回当組合ホームページにより公表します。



中空知衛生施設組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和4年1月

中空知衛生施設組合

〒073-0026 北海道滝川市東滝川760番地1

Tel (0125) 75-3800

Fax (0125) 75-3801

E-mail recyclean@violin.ocn.ne.jp

URL <http://recyclean3.com/>
